

## 長浜市市民まちづくりセンター予約システム利用に関する規約

令和2年4月1日

### (目的)

第1条 この規約は、長浜市市民まちづくりセンター予約システム（以下「本システム」という。）を利用して、長浜市が設置する別記の市民まちづくりセンター（以下「センター」という。）の予約等を行うために必要な事項を定めることを目的とします。

### (利用の同意)

第2条 本システムを利用してセンターの予約を行うには、あらかじめ、利用者登録を行う必要があります。利用者登録に当たっては、利用者登録の条件を満たすもので、本規約に同意していただく必要があります。利用者登録を完了された方は、本規約に同意いただいたものとみなします。

なお、何らかの理由により規約に同意することができない場合は、本システムを利用いただくことができません。

### (定義)

第3条 この規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、各号に定めるものとします。

#### (1) 予約システム

インターネットを通じてセンターの空き状況の確認、予約等のサービスを提供するシステムをいいます。

#### (2) 施設管理者

本システムを利用して予約管理をするセンターの管理者（市・市が指定する指定管理者など当該センターを管理する者）をいいます。

#### (3) 登録者

本システムを利用してセンターの予約を行う個人及び団体・法人で利用者登録を受けたものをいいます。

#### (4) 閲覧者

本システムが提供するサービスのうち施設の予約以外のサービスを利用する個人及び団体・法人をいいます。

#### (5) 利用者登録の条件

本システムを利用してセンターの予約を行う個人及び団体・法人とし、個人の場合は18歳以上、団体の場合は会員数が概ね5名以上の団体を登録の条件とします。

#### (6) 登録情報

登録者の氏名又は団体名、住所又は所在地、電話番号、電子メールアドレス、パスワード、その他の必要な事項をいいます。

#### (7) 利用者ID

利用者登録の際に登録者を識別するため、施設管理者が付与する利用者番号をいいます。

#### (8) パスワード

利用者IDと組み合わせて登録者を確認するために使用する任意の符号をいいます。

(施設に係る例規等の優先)

第4条 センターの利用申請並びに当該利用に係る使用料の額及び支払い手続きについては、利用申請する施設に係る条例、規則等及び施設管理者が定める関係規程に従うものとします。

(利用者登録の申請)

第5条 利用者登録の申請をしようとする者(団体)は、主に利用するセンターの窓口へ別に定める市民まちづくりセンター予約システム利用者登録申請書(以下「申請書」という。)を提出しなければなりません。

2 施設管理者は、前項の規定に定める申請があった場合において適当と認めるときは、当該申請者の利用者登録を行い、利用者ID及び仮パスワードを通知します。利用者IDは、本システム共通の番号です。なお、本システムでは同じ利用者(団体)が複数の利用者IDを取得することを制限しています。

3 申請者は、利用者登録に当たり付与された仮パスワードは初回ログイン時に変更するものとします。

(登録の有効期限)

第6条 利用者登録の有効期限は登録年から3年後の3月末日です。有効期限が終了する60日前から更新手続きができますので、主に利用するセンターの窓口で更新手続きを行ってください。

(利用者ID及びパスワードの管理)

第7条 登録者は、利用者ID及びパスワードを自己の責任において厳重に管理し、第三者への漏洩防止に努めることとします。

2 登録者は、利用者ID及びパスワードの忘失、漏洩、不正使用等が判明した場合は、速やかに施設管理者に連絡し、その指示に従うものとします。

3 施設管理者は、これら厳重に管理された利用者ID及びパスワードにより行われた申込について、本人により行われたものとみなします。

(登録費用)

第8条 利用者登録に係る登録料は、無料とします。ただし、登録者が本システムを利用するに当たって必要とする端末(ソフトウェアを含む。)及びインターネット接続に関する費用等は、登録者が負担するものとします。

(利用者登録事項の変更)

第9条 登録者は、氏名、住所、電話番号その他の登録内容に変更が生じた場合又は登録を廃止しようとする場合は、遅滞なく利用者登録の変更又は廃止を登録元施設管理者に申請しなければなりません。

2 前項の申請がなされないために、施設管理者からの通知又は送付書類その他のものが延着し、又は到着しなかった場合は、通常到達すべきときに登録者に到着したものとみなします。

(登録資格の喪失)

第10条 施設管理者は、登録者が利用者登録の廃止申請を行ったとき、又は次の各号のいずれかに該当するときは、利用者登録を抹消することができるものとします。

(1) 虚偽の利用者登録をしたとき。

(2) 施設の管理に関する例規等又はこの規約に対する重大な違反をしたとき。

(3) 死亡したとき又は解散したとき。

- (4) 住所変更の届出を怠る等、登録者の責めに帰すべき事由により、施設管理者が登録者への通知又は連絡を行うことができなくなったとき。
- (5) 本システムの運営を妨害したとき又は妨害しようとしたとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、施設管理者がセンターの利用者として不適格と認めたとき。

(利用時間)

第 11 条 本システムの利用時間は、次のとおりとします。

- (1) 空き状況等の確認 原則 24 時間
- (2) 予約の申し込み 原則 24 時間

ただし、保守等により本システムの一部又は全部を停止することがあります。

(予約受付期間等)

第 12 条 本システムにおける予約受付期間は、センターの使用許可申請可能期間の初日の午前 8 時 30 分から、利用日の 4 日前の午後 5 時 15 分までの期間とします。

2 本システムにおける予約の取消受付期間は、利用日の 7 日前の午後 5 時 15 分までの期間とします。

(個人情報の保護)

第 13 条 登録者の申請に基づく個人情報について、施設管理者は本来の目的以外に使用せず、長浜市個人情報保護条例（平成 18 年 2 月 13 日条例第 21 号）の規定に基づき、個人情報の取扱いについて適切な管理を行います。

2 登録者の申請に基づく個人情報について、個人情報保護に必要な措置を講じた上で、本システムの運用に必要な範囲に限り、各センターでの共通情報として各施設管理者が利用するものとします。

(免責事項)

第 14 条 施設管理者は、次の各号については、その責を負わないものとします。

- (1) 登録者及び閲覧者（以下「登録者等」という。）が本システムを利用したことにより、登録者等が受けた損害及び登録者等が第三者に与えた損害。
- (2) 本システムの停止、休止、中断その他本システムの利用ができなかったことにより、登録者等が受けた損害及び登録者等が第三者に与えた損害。

(規約の変更)

第 15 条 市は必要があると認めるときは、登録者等に事前の通知を行うことなく、この規約を改正することがあります。よって、登録者等は、本システムを利用の際は、本規約の確認を行ってください。

(システムの終了)

第 16 条 本システムのシステム終了時においては、登録者が届け出た情報及び利用者 ID、パスワード等は全て抹消します。ただし、予め登録者の同意を得て、本システムに代わるシステムのために登録情報を利用することを妨げないものとします。

(その他)

第 17 条 本規約に定めるものの他必要な事項については、別に定めることとします。

附則

この規約は、令和 2 年 4 月 1 日から適用します。

附則

この規約は、平成 29 年 12 月 21 日から適用します。

別記

施設名	所在地	TEL 番号	FAX 番号
長浜まちづくりセンター	長浜市高田町 10-51	62-1808	64-2753
神照まちづくりセンター	長浜市神照町 286-1	62-0265	64-2752
南郷里まちづくりセンター	長浜市新栄町 1065-2	62-0287	64-2751
北郷里まちづくりセンター	長浜市東上坂町 976-7	62-5479	64-2754
西黒田まちづくりセンター	長浜市常喜町 500-1	62-0381	64-2746
神田まちづくりセンター	長浜市加田町 2727	62-7037	64-2748
六荘まちづくりセンター	長浜市勝町 490	62-0198	64-2750
湯田まちづくりセンター	長浜市内保町 2645	74-1438	74-1427
田根まちづくりセンター	長浜市高畑町 316-1	74-1450	74-1445
下草野まちづくりセンター	長浜市北ノ郷町 105	74-2340	74-1462
七尾まちづくりセンター	長浜市佐野町 181	74-0458	74-1469
上草野まちづくりセンター	長浜市野瀬町 809	76-0001	76-1155
びわまちづくりセンター	長浜市難波町 448	72-4300	72-4453
虎姫まちづくりセンター	長浜市田町 108	73-2273	73-4167
湖北まちづくりセンター	長浜市湖北町速水 2745	78-1287	78-1749
高月まちづくりセンター	長浜市高月町渡岸寺 141-1	85-5204	85-5744
木之本まちづくりセンター	長浜市木之本町木之本 1757-2	82-5915	—
西浅井まちづくりセンター	長浜市西浅井町大浦 2590	89-1125	89-0585
余呉まちづくりセンター	長浜市余呉町中之郷 1117-1	86-8126	86-2236